

相談対応者向けQ & A（厚生労働省確認済み）

Q

墓じまいに当たり、墓地等の管理者である寺院等が、改葬許可に必要となる「埋蔵証明書」を作成してくれない場合は、どのように取り扱ったらよいでしょうか。



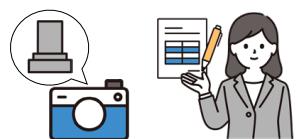
A

- ◆ 墓じまいに伴い、埋蔵した焼骨を他の墓地や納骨堂に移す場合は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）による改葬許可が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項）
- ◆ 市町村長への改葬許可申請に当たっては、墓地等の管理者が作成する埋蔵証明書の添付が必要ですが、「これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面」を添付することとされており（墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第2条第2項第1号。以下「規則」といいます。）、必ずしも埋蔵証明書に限定されるものではありません。

墓地等の管理者が埋蔵証明書の作成を拒んだ場合、市町村は極力、墓地等の管理者に対して埋蔵証明書を提出するよう指導すべきであるものの、なお拒んだ場合には「埋蔵証明書に代わる立証の書面」により取り扱って差し支えないとされています。（昭和30年2月28日衛環第22号環境衛生課長から鳥取県衛生部長宛て回答）

- ◆ 改葬を許可するかどうか、「市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面」として具体的にどのような書面を求めるかは市町村長の判断になりますが、厚生労働省は、事務連絡※において、墓地等の管理者が埋蔵証明書の作成を拒むなど、規則第2条第2項第1号括弧書きの規定に該当する場合に添付する「埋蔵証明書に代わる立証の書面」の例として、以下のような書類が考えられるとしています。

- ・ 墳墓の写真
- ・ 埋蔵証明書を提出できない経緯を記載した申述書 など



※ 「改葬許可申請において埋蔵証明書の添付により難い特別の事情があると認められる場合の取り扱い（Q & A）について」（令和8年1月23日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

- ◆ ただし、改葬トラブルに関する相談も受け付けている国民生活センターは、墓じまいについて、一般的に、改葬以外に墓地の原状回復などの手続も必要になることから、墓じまいを考えている場合には、契約内容をよく確認するとともに、現在の墓地等の管理者とよく話し合い、包括的に手続を進めることが大切としています。



墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（抄）

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）（抄）

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
 - 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
 - 三 埋葬又は火葬の場所
 - 四 埋葬又は火葬の年月日
 - 五 改葬の理由
 - 六 改葬の場所
 - 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
 - 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
 - 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

「墓地改葬許可に関する疑義について」

（昭和 30 年 2 月 28 日付け衛環第 22 号 環境衛生課長から鳥取県衛生部長宛て回答）（抄）

- （問） 1 墓地埋葬等に関する法律施行規則第 2 条中（墓地若しくは納骨堂の管理者の証明書……）について改葬申請人亦は申請受任者の養成に不拘墓地管理人は次の証明をする事に応じない。
この場合申請人亦はその受任者は右の事実を立証する書面に添えて申請する事に依り市長は改葬許可書を下附する事の適否について
- 2 墓地埋葬等に関する法律第 5 条第 2 項中（改葬を行おうとする者は・・・）については縁故者の改葬についての意志の如何に不拘、土地区画整理施行者に於てこれを代行し、尚 1 にかんしての処理に対する適否について
- （答） 1 改葬許可の申請にあたり、墓地若しくは納骨堂の管理者が埋葬若しくは納骨の事実の証明を拒むべきでないのであるが、もし拒んだような場合はお尋ねのようにこれにかわる立証の書面をもって取り扱って差し支えない。

ただし、本法はあくまでも国民の宗教感情上に合致して支障なく事が運ばれることを最も重視すべきことで、このような場合においても極力当該管理者に証明書を出せるよう指導を行い万遺憾なきを期するようすべきである。

- 2 お尋ねについては、「改葬を行おうとする者（縁故者）」の改葬の意見を尊重して法による改葬手続を行わせるようすることが適当である。

**「改葬許可申請において埋蔵証明書の添付により難い
特別の事情があると認められる場合の取扱い（Q & A）について」**
(令和8年1月23日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡) (抄)

(質問) 墓地等の管理者が埋蔵証明書の作成を拒むなど、規則第2条第2項第1号括弧書きの規定に該当する場合において、同規定の「‥場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面」として具体的にどのような書面が考えられますか。

(回答) 例えば、墳墓の写真や埋蔵証明書を提出できない経緯を記載した申述書等の添付が考えられます。